

佐々部杯ゴルフ選手権競技

追加のローカルルール

CGAローカルルールハードカードから以下のように追加・変更される。

16. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、コース内にあるリフトは使用することができる。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする場合と規則に従って誤りを訂正する場合は、その処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用することができる。そのプレーヤーはこのローカルルールの違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。この違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。

17. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則（規則 16. 1c(2), 17. 1d(2), 19. 2b, 19. 3b）が要求する救済エリア内にドロップしたが、その救済エリアの外に止まった球をプレーした場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた個所から1クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ適用する。

18. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルール G-9

規則 4. 1b(3)は次のように修正される：プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中（プレーの中断中を含む）にそのプレーヤーやキャディーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4. 1b(4)に基づいてクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4. 1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰—規則 4. 1b 参照